

議案第 30 号

令和 7 年度就学児等の措置について

学校教育法施行令第 5 条及び第 11 条の規定により，障害のある児童生徒の就学について，別紙のとおり提案する。

令和 6 年 10 月 23 日提出

三次市教育委員会教育長 迫 田 隆 範